

別表第1 旅費日当等支給基準表

平成25年4月22日理事会決定

業務施行規則第11条に規定する旅費等の支給は次の基準による。

区 分		会員及びその事業所に所属する者	局 長	職 員
鉄 道 運 賃	県 内	普通運賃		
	県 外	1) 普通運賃+特急料金（片道200km以上の場合は指定席料金加算） 2) 100km未満の特急料金は支給しない		
そ の 他 運 賃		実 費（ただし、千葉市内のその他の運賃は支給しない）		
日 当	県 内	2,000円 ※4時間を超える場合は3,000円	千葉市内除く 2,000円	千葉市内除く 1,000円
	県 外	5,000円	5,000円	2,500円
宿 泊 料		一泊 12,000円 （ただし、会議等で定められている場合はその額とする）		
備 考	1) 自家用自動車借上げの場合、借上げ料は1時間当たり1,200円を標準とする。 2) 公共交通機関のない地域への旅行は次の例による。 a) 自家用自動車は、走行距離1km当たり30円を支給する。走行距離は旅行者の申告による。 b) タクシー運賃は支給を証明する書類により支給する。			